

津市産婦健康診査受診助成金交付要綱

令和 3 年 6 月 3 0 日訓第 4 6 号

改正 令和 4 年 3 月 3 1 日訓第 4 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、産婦の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図るため、産婦健康診査（以下「健康診査」という。）を三重県の区域外の医療機関等（以下「県外医療機関等」という。）において受診した産婦に対し、その費用（以下「受診料」という。）の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、本市の区域内に住所を有する産婦で、県外医療機関等において健康診査を受診したものとする。

(健康診査の範囲)

第 3 条 助成の対象となる健康診査の範囲は、本市が三重県の区域内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）に委託する健康診査の内容と同様とする。

2 助成の対象となる健康診査は、出産日の翌日から起算して 6 2 日以内に受診した健康診査とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、健康診査 1 回の受診につき、本市が県内医療機関等に委託する健康診査に係る契約単価と同額とする。ただし、受診料の額が当該契約単価に満たない場合は、当該受診料の額と同額とする。

2 助成金の交付は、同一の交付対象者につき 2 回を限度とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産婦健康診査受診費用助成申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 産婦健康診査結果票
- (2) 受診料に係る領収書

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の助成の申請等に関する委任)

第7条 県外医療機関等は、申請者の委任を受けた場合は、助成金の助成の申
請、請求、受領等に関する事務を当該申請者に代わって行うことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があ
るときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一
部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓第40号)

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市産婦健康診査県外受診助成金交付要綱の規定は、この訓の施
行日以後に受診した健康診査について適用し、同日前に受診した健康診査に
ついては、なお従前の例による。

別記様式（第5条関係）

産婦健康診査受診費用助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

産婦健康診査費用を助成されるよう、津市産婦健康診査受診助成金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

申請者	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
	氏 名				
	〒				
受診回	受診日	診査費用（実額）			
1回目		円			
2回目		円			
申請額		金 _____ 円			

振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協						本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		()			
	口座番号							(左詰記入)

（添付書類） 1 産婦健康診査結果票

2 受診料に係る領収書